



スポーツ安全保険に 加入しませんか？

小さな掛金、大きな補償

スポーツ安全保険とはスポーツ活動、文化活動、ボランティア活動、地域活動などを行う社会教育活動（4名以上の団体）を対象とした保険です。

▽対象となる事故

団体活動中、往復中の事故（自動車事故による賠償責任保険は対象外）

▽補償内容

傷害保険（通院、入院、後遺障害、死亡）
賠償責任保険
突然死葬祭費用保険

▽加入受付期間

令和5年3月1日～

令和6年3月30日

※令和5年度からWEBでの加入のみにあります。

▽保険期間

令和5年4月1日～

令和6年3月31日

▽掛金

1人あたり年額

800円～11,000円

（団体の活動内容、年齢などによって異なります）

■問い合わせ先

公益財団法人スポーツ安全協会
☎ 0570-087109

「解決の糸口を見つけないで」相談会

市町村と連携して生活再建相談事業を行っている、消費者信用生活協同組合による無料相談

会です。専門のスタッフや弁護士がお金や暮らしに関する悩みなどについて、一緒に解決の糸口を見つめます。

▽実施日時

3月4日（土） 10時～16時

▽場所

弘前市民文化交流館

（ヒロロ3F）

▽対象の相談

①お金の問題（多重債務など）

②遺産相続

③不動産売買

④税金等公共料金の滞納

⑤DV・離婚問題

⑥その他くらしに関する悩み事

▽相談料

相談無料・事前予約が必要。

■予約先

信用生協 弘前事務所

☎ 0120（102）354

不動産取得税の軽減制度

○不動産取得税とは

家屋を新築・増築したとき、土地や家屋を売買・贈与・交換などで取得したときに一度だけ課税される県の税金です。

○軽減制度について

住宅用の土地を取得した日から3年以内に、その土地の上に床面積が50㎡以上240㎡以下の住宅（特例適用住宅）というものが新築された場合には、土地の取得に係る不動産取得税が軽減

されます。

なお、この軽減制度を受けるためには申告が必要です。また、この他にも不動産取得税の軽減制度がありますので、詳しくは下記までお問い合わせいただくか、県ホームページをご覧ください。

■問い合わせ先

西北地域県民局 県税部課税課
☎ 0173（34）2111

女性のための女性司法書士による無料法律相談会（電話）

相続・成年後見・借金問題・家族間の問題等、法律に関するお悩みを抱えた女性のために、女性司法書士が無料で電話相談に応じます。

▽開催日時

3月4日（土） 10時～16時

▽相談専用電話番号

☎ 017（752）0440

（当日のみの臨時の番号です）

▽相談員

女性司法書士

※電話相談の際の通話料はご負担いただきます。

※相談は無料ですが、具体的な手続が必要になる場合には、別途費用がかかります。

■問い合わせ先

青森県司法書士会
☎ 017（776）8398

2月の町税等納期

- 上下水道料金 2月分 【2/21(火)】
- 町営住宅使用料 2月分 【2/27(月)】
- 後期高齢者医療保険料 7期 【2/28(火)】

※【 】納期限日

口座振替を利用していない方は、手続き簡単で便利な口座振替のご利用をご検討ください。

マイナンバーカード休日窓口

毎月第2・4土曜日に休日窓口を開設し、マイナンバーカードの交付（前日の午後4時までに電話予約が必要）や申請に必要な顔写真の無料撮影・申請補助を行います。

3月の開設日は次のとおりです。

- 開設日 3月11日（土）、25日（土）
- 時間 午前9時～正午
- 場所 町民生活課窓口

行政・人権相談

町では、町民の皆さんの行政に対する意見や要望、日頃生活する上での困り事など、さまざまな内容の相談を受けるための行政相談と人権相談を行っています。

- 期 日 3月10日（金）
- 相談時間 午前10時～午後3時
- 場所 国際交流会館2階 203会議室

所有者不明土地問題の 解消のための新制度

相続により取得した土地所有権の国庫への帰属に関する制度の新設や相続登記の申請義務化など

所有者不明土地の解消に向けて、不動産に関するルールが大きく変わります。

詳しくは、法務省ホームページをご覧ください。青森地方法務局登記部門へお問い合わせください。

問い合わせ先

青森地方法務局 登記部門
☎ 017 (776) 6231

青森県特定（産業別）最低賃金

最低賃金の改定

青森県特定（産業別）最低賃金

令和4年12月21日から

産業名	時間額
鉄 鋼 業	958 円
電子部品・デバイス・電子回路・電気機械器具、情報通信機械器具製造業	888 円
自動車小売業	919 円

※青森県で働く全ての労働者及び使用者に適用される「青森

県最低賃金」は、令和4年10月5日から、時間額853円に改定されています。

問い合わせ先

青森労働局労働基準部賃金室
☎ 017 (734) 4114

マイナンバーカード申請・交付 マイナポイント申込みについて

	カードの申請、マイナポイント申込み	交付
平日	9:00～12:00 国際交流会館ロビー 13:00～16:30 町民生活課①・②窓口 16:30～19:00 町民生活課①・②窓口	9:00～12:00 町民生活課①・②窓口 13:00～19:00 町民生活課①・②窓口
第2・4土曜日	9:00～12:00 町民生活課①・②窓口	

※平日17:00～19:00、第2・4土曜日に申請、交付、マイナポイント申込みを希望する方は、前日（土日・祝日を除く）までに予約が必要です。

問い合わせ・予約先

町民生活課 ぐらしの窓口班
☎ 0173 (22) 2111



乳 幼 児 健康診査

場所：町保健福祉センター「鶴遊館」

乳幼児健康診査について

下記の対象となる方には、個別にご連絡いたします。

【4か月児健康診査】

- ・月 日 3月1日（水）
- ・対 象 令和4年10月生

【10か月児健康診査】

- ・月 日 3月1日（水）
- ・対 象 令和4年4月生

【7か月児健康相談】

- ・月 日 3月2日（木）
- ・対 象 令和4年7月生

【1歳6か月児健康診査】

- ・月 日 3月22日（水）
- ・対 象 令和3年6～8月生

新型コロナウイルス 感染症について

町民の皆さま方には、感染防止対策にご協力いただきありがとうございます。

－ 県知事メッセージの内容 －

- 基本的な感染防止対策の徹底を継続しましょう。
- マスクの適切な着用や換気の徹底など、場面に応じてしっかりと対策を取りましょう。
- 風邪症状などがある方は、出勤・登校・登園等を控えましょう。

◎季節性インフルエンザと同時流行した場合の受診等については、高齢者、基礎疾患を有する方、妊婦、小学生以下の子ども等は、かかりつけ医等へ、まずはそれぞれ電話等でご相談ください。それ以外の方は青森県臨時 Web キット検査センターの活用などにより自己検査を行い、必要な場合にはかかりつけ医等へご相談ください。

◎お互いを守り合う気持ちで、引き続き、ご理解とご協力をお願いします。

【医療機関の受診】

- ・かかりつけ医に電話相談
- ・かかりつけ医がいない場合 県コールセンターに電話相談
☎：0120-123-801

【感染について心配な方】

- ・県・町で配布中の抗原検査キットや県のPCR検査を利用できます。詳しくは、9ページのお知らせをご覧ください。
- ・県コールセンター
☎：0120-123-801
- ・厚生労働省電話相談窓口
☎：0120-565653

【健康面（後遺症含む）・予防方法について心配な方】

- ・県コールセンター
☎：0120-123-801
- ・役場 健康保健課
☎：22-2111

■問い合わせ先

健康保険課 健康長寿班
（内線131、132、133、136）

【有料広告】

トヨタ生産方式で高齢化・人手不足対策に邁進中！！

株式会社 津軽りんご市場

〒038-3684 北津軽郡板柳町大字三千石字二湯21-3

TEL 0172(72)1211 HP <https://tsugaruringo.jp/>

◆◆児童扶養手当◆◆

父母の離婚などで、父または母と生計を同じくしていない児童が育成される家庭（ひとり親家庭）の生活の安定と自立の促進に寄与し、児童福祉の増進を図ることを目的として、給付される手当です。

1. 給付の対象となる方

次のいずれかに該当する方。

- ①ひとり親家庭等医療費受給 ②父または母が障がいの状態にある方 ③児童の母または父以外で養育している方 等

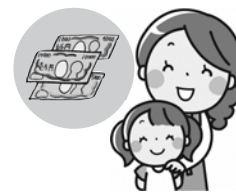
2. 給付を受けられない方

次のいずれかに該当するときは、手当は支給されません。

- ①国内に住所を有しないとき
②手当を受けている母または父が婚姻したとき（事実婚も含む）
③受給者、配偶者（父または母が障がいの状態にある場合）、扶養義務者の所得が一定以上あるとき
④児童が里親に委託されているとき
⑤児童が施設等に入所したとき

3. 手当月額

対象児童数	全額支給	一部支給
1人目	4万3,070円	1万160円～4万3,060円
2人目	1万170円を加算	5,090円～1万160円
3人目以降	3人目以降1人につき 6,100円を加算	3,050円～6,090円



申請に必要なもの

- ①申請者および児童の戸籍謄本
②申請者および申請者と同一住所の者全員の住民票の写し
③申請者名義の通帳またはキャッシュカード
④申請者の年金手帳または基礎年金番号通知書
⑤申請者および児童のマイナンバーカードまたは通知カード

※状況により、必要書類が異なる場合がありますので、詳しくは窓口へお問い合わせください。

◆◆特別児童扶養手当◆◆

精神または身体に中度以上の障がいをもつ20歳未満の児童の福祉増進を図ることを目的として給付される手当です。

1. 給付の対象となる児童

- 【1級障害】 身体障害者手帳1、2級または療育手帳Aを持っている人および同程度の障がいがある人
【2級障害】 身体障害者手帳3、4級の一部または、療育手帳Bの一部、および同程度の障がいがある人

2. 受給できない方

対象となる児童が次のいずれかに該当するときは、手当は支給されません。

- ①国内に住所を有しないとき
②児童福祉施設に入所しているとき
③障がいを支給事由とする公的年金を受けることができるとき
④受給者、配偶者、扶養義務者の所得が一定以上あるとき

3. 手当月額

- 障害の程度が1級の場合 児童1人につき 52,400円（月額）
●障害の程度が2級の場合 児童1人につき 34,900円（月額）

申請に必要なもの

- ①請求者および児童の戸籍謄本
②申請者および申請者と同一住所の者全員の住民票の写し
③診断書（所定の様式。身体障害者手帳または療育手帳を持っている人は省略できる場合があります）
④申請者名義の通帳またはキャッシュカード

※状況により、必要書類が異なる場合がありますので、詳しくは窓口へお問い合わせください。

■問い合わせ先：町民生活課 福祉支援班 TEL：0173-22-2111（内線163）

忘れていませんか？税金の納付



納税は社会の基本的なルールです

町税や国保税は、町が皆さんに提供する行政サービスの大事な財源です。
町税などを納付していただけない場合には、納期限内に納めている人との公平性を確保するため、延滞金の加算、差押えなどの滞納処分を行うことがあります。

納税の公平性を保つため滞納処分をしています

滞納処分とは、国税徴収法に基づき、滞納者の不動産（土地・建物）、給与、預貯金などの債権、動産（自動車・電化製品・骨董品など）を差押え、強制徴収することです。
納期限内に納付した人と期限を超過し納税勧告を行っても納付しない人（滞納者）との納税の公平性を保つため、滞納者に対して町が強制的に町税を徴収するための手続きをいいます。

たとえば



町税などの滞納整理の流れ

納期限

督促料、延滞金の加算

町税・国保税には、税目ごとに納期限が定められています。
納期限までに納付されない場合は、督促料や延滞金を合わせて納めていただくことになります。

督促

地方税法の規定により、納期限後 20 日以内に督促状を送付します。

財産調査

地方税法・国税徴収法に基づき、金融機関、勤務先、取引先などに対し、質問・検査の実施、居宅の捜査を行います。

差押え

財産調査で判明した財産を差し押えます。財産調査や差押などの滞納処分は、法令に基づいて行われるもので、滞納者に事前に告知することなく行うことができます。

換価・配当

差し押えた財産は、公売により換価（換金）します。
換価して得た代金は滞納金に充当します。



滞納には延滞金が発生します

納期限後に町税を納付するときは、本来の税額に加えて納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じて計算された延滞金を納付していただくことになります。これは納期限までに税金を納めた方との公平性の観点から、地方税法の規定に基づき計算されるものです。

◎滞納処分を強化しています

鶴田町では、町税や国保税を滞納している人に催促状や催告書を送付したり、電話催告を行ったりして納税をお願いしています。
それでも納税に応じない場合には、納期限内に納めている人との公平性を確保するため、差押えなどの滞納処分を行っています。



◎スマートフォン決済アプリでも納付できます

納付書に印字されているバーコードをスマートフォンのカメラで読み取り、事前に登録した預貯金口座などから納めることができます。

【納付できる税金】

町県民税、固定資産税、
軽自動車税、国民健康保険税

【ご利用可能スマートフォン決済アプリ】

PayPay、LINE Pay



◎納税に困ったときには、早めの相談を

病気や失業、新型コロナウイルス感染症の影響による収入減などの特別な事情があり納付が困難な方や、納付が遅れている方は、お早めに税務会計課へご相談ください。



■問い合わせ先：税務会計課 出納徴収班 ☎：0173-22-2111（内線123・124）

町・県民税（兼国保税）の申告相談会

2月8日(水)から3月15日(水)まで、役場国際交流会館2階で税の申告相談を行っています。

会場の混雑を避けるために行政区ごとに受付日時を指定しています。（1月16日発行の「広報つるた1月号」折り込みチラシをご覧ください）

（※都合により指定日に申告できない方は、他の地区の受付日も対応可能）

申告の必要な人が申告をしない場合

- ・医療費控除制度や児童手当、融資等の社会的制度に必要な所得証明書が発行できない
- ・国民健康保険税の「軽減世帯」の対象にならない
- ・給付金の対象にならない など

各種行政サービスに制限が設けられますので、申告の必要な方は期限内に正しく申告して下さるようお願いします。

高額介護合算療養費・ 高額療養費（外来年間合算）支給申請のお知らせ

高額介護合算療養費

医療保険と介護保険の自己負担額の合計が、所得区分に応じた自己負担限度額（表）を超えた場合に、その超えた額が支給されます。

ただし、超えた額が 500 円以下の場合は支給対象となりません。

☆支給対象者

国民健康保険に加入している方および後期高齢者医療制度に加入している方で医療保険と介護保険の自己負担額※の両方の支払いをした方が支給の対象となります。

世帯内に国民健康保険に加入している方および後期高齢者医療制度に加入している方が複数いる場合は、加入している保険ごとの世帯で合算します。

※自己負担額は支払った額から高額療養費や高額介護（予防）サービス費を除いた額です。

☆対象期間

令和 3 年 8 月 1 日～令和 4 年 7 月 31 日までの 1 年間

☆支給申請

対象となる方には、支給申請のお知らせをお送りしていますので、届いた方は鶴田町役場健康保険課の窓口へ申請してください。

－ 国民健康保険に加入している方 －

2 月下旬に鶴田町役場健康保険課から支給申請のお知らせをお送りします。

－ 後期高齢者医療制度に加入している方 －

2 月下旬に青森県後期高齢者医療広域連合から支給申請のお知らせが送付されます。

所得区分に応じた自己負担限度額

◎ 70 歳未満の人

所得区分	自己負担限度額
年間所得 901 万円超	212 万円
年間所得 600 万円超 901 万円以下	141 万円
年間所得 210 万円超 600 万円以下	67 万円
年間所得 210 万円以下	60 万円
住民税非課税世帯	34 万円

◎ 70 歳以上の人

所得区分			自己負担限度額
現役並み所得者	Ⅲ	課税所得 690 万円以上	212 万円
	Ⅱ	課税所得 380 万円以上 690 万円未満	141 万円
	Ⅰ	課税所得 145 万円以上 380 万円未満	67 万円
	一般	—	56 万円
低所得Ⅱ			31 万円
低所得Ⅰ			19 万円

低所得Ⅱ：世帯員全員が住民税非課税の方

低所得Ⅰ：世帯員全員が住民税非課税の方のうち、世帯員全員の各所得金額が 0 円の方

高額療養費（外来年間合算）

対象期間中の外来診療の自己負担額の合計から高額療養費で支給された分を除いた額が、144,000 円を超える場合、越えた分を支給します。

☆支給対象者

- ・ 70 歳以上の国民健康保険に加入している方で、基準日時点（令和 4 年 7 月 31 日）の保険者証の窓口負担割合が 2 割の方が対象となります。
- ・ 後期高齢者医療制度に加入している方で、基準日時点（令和 4 年 7 月 31 日）の保険者証の窓口負担割合が 1 割の方が対象となります。

☆対象期間

令和 3 年 8 月 1 日から令和 4 年 7 月 31 日までの 1 年間

☆支給申請

対象となる方には、支給申請のお知らせをお送りしていますので、届いた方は鶴田町役場健康保険課の窓口へ申請してください。

－ 国民健康保険に加入している方 －

2 月下旬に鶴田町役場健康保険課から支給申請のお知らせをお送りします。

－ 後期高齢者医療制度に加入している方 －

12 月中旬に青森県後期高齢者医療広域連合から支給申請のお知らせをお送りしています。（これまでに高額療養費の支給を受けたことのある方は登録口座に支給しますので申請は不要です）

△注意

対象期間の途中で国民健康保険または後期高齢者医療制度に加入した方や転入してきた方は、支給対象の方でも支給申請のお知らせが届かない場合がありますので、対象になるとと思われる方は、担当までお問い合わせください。

■問い合わせ先：健康保険課 国保介護班 TEL：0173-22-2111（内線142・144・145）

21世紀の町の担い手たち

家族からのメッセージ



令和4年11月に出生届けがありました赤ちゃんをご紹介します。



たいき
泰輝ちゃんへ

産まれてきてくれてありがとう。たくさん遊んで元気いっぱいの子に育ててね！
世森 考頭・泉さん(桂井)



いくと
郁斗ちゃんへ

生まれてきてくれて、ありがとう。これからたくさん遊んで、食べて、元気に育ててね。
渋谷 恭英・華音さん(公演通り)



ご寄附ありがとうございます



町の保健福祉に役立ててほしいと今岡医院の院長：今岡泰郎さんが町に寄付を行いました。

寄付金を活用して、下記の物品を購入いたしました。

体成分分析装置 InBody (国際交流会館ロビー設置)

体を構成している体成分(筋肉量、脂肪量、基礎代謝など)が一目でわかる機械です。

例えば、どこにどのくらいの筋肉がついているのか、肥満度はどの程度か、栄養状況はどうかなどが数値で確認することができます。



公用車

保健業務(新生児訪問、保健指導訪問など)福祉業務(障害者認定、介護認定など)その他、各種行事などで使用されます。



ハサミで切り取ってお使いください。



食改 おすすめ レシピ

地場産品を使ったおやつ/食生活改善推進協議会「みつば会」監修

かぼちゃ de プリン

1人分：104kcal 塩分0.09g 野菜量25g 調理時間：約30分

かぼちゃ好きにはたまらない、おすすめのデザートです。裏ごしは手間がかかりますが、ミキサーがあれば簡単にできます。カラメルソースも電子レンジで作れます。ぜひ、お試しください。

◆作り方

- ①かぼちゃは電子レンジ600Wで3分20秒加熱する。やわらかくなったら、皮を取り除き、ヘラでつぶしながら裏ごしする。
- ②①に★を入れてよく混ぜ、再びこし器でこして、耐熱容器に流し入れる。
- ③鍋に耐熱容器の半分くらいの高さまで水を入れ、沸騰したら火を止める。
- ④器を鍋に入れ、蓋をして弱火で10分蒸す。火を止めてそのままの状態でも10分蒸らす。
- ⑤カラメルソースを作る。コーヒーカップなどの耐熱容器に砂糖と水小さじ2を入れ、電子レンジ600Wで3分加熱する。色を見て足りないようなら10秒ごと追加して加熱する。茶色になったら、水大さじ1を入れてよく混ぜる。④にかける。

★ポイント

ミキサーを使った作り方は、やわらかくなったかぼちゃと★を入れてミキサーにかけます。その後、こし器ですだけでOKです。カラメルは加熱する加減で苦さが変わります。お好みでどうぞ。



◎材料(4人分)

かぼちゃ	100g
★砂糖	大さじ2
牛乳	150ml
卵	1個
砂糖(カラメル用)	大さじ3
水(カラメル用)	小さじ2
水(カラメル用)	大さじ1